

いじめ防止基本方針



枚方市立東香里中学校

令和7年4月改訂

I. いじめ防止対策の基本的な方向

いじめは重大な人権侵害と受け止めて、いじめ防止対策推進法の目的（いじめが、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある等）により、いじめ等の未然防止、解決を図るための基本事項を基本方針として定め、学校は国及び府、本市の方針を踏まえ「学校いじめ防止基本方針」を策定し、両者が連携して、さらに家庭や地域とも協力しながら子どもたちが安心して笑顔で学べる学校づくりを進めます。

(1) いじめとは

○いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

それぞれの行為が「いじめ」にあたるか否かの判断は、表面的・形式的に行うのではなく、いじめを受けた子どもの立場に立って行います。

一方、好意から行った行為が意図せずに相手側の子どもに心身の苦痛を感じさせてしまった場合など、すぐにその行為を行った子どもが謝罪し、教職員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができている場合等は、学校は、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応を行います。

ただし、「いじめ」であるため、学校の「いじめ防止対策委員会」への情報共有を行います。

○具体的ないじめの態様

- ◆ 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ◆ 仲間はずれ、集団による無視をされる
- ◆ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ◆ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ◆ 金品をたかられる
- ◆ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ◆ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ◆ SNS等で、誹謗中傷や画像を使用されるなど、嫌なことをされる 等

(2) いじめ防止のための基本的な考え方

子どもは人と人とのかかわりの中で成長し、自分や他者の長所を発見しながら自己実現していくものです。それには、子どもが温かい人間関係の中で安心して生活していることが絶対条件で

あり、ひとたび子どもの生活の場に他者を排除するような雰囲気が形成されると、そこは子どもの居場所としての機能を失ってしまい、いじめを発生させる要因となり、子どもが健やかに成長することへの弊害になりかねません。

そのことを念頭に置き、いじめ防止等のための基本となる考え方を以下に示します。

- ・誰もが、いじめはどの子どもにも、どの集団においても起こりうる重大な人権侵害であり、人として決して許されない行為であることを認識しなければなりません。
- ・学校は、家庭・地域・関係機関と連携し、いじめのない学校づくりに取り組みます。
- ・保護者は、保護する子どもがいじめを行うことのないように、規範意識を養うための指導等に努めなければなりません。
- ・生徒は、自分が大切な存在であることを自覚するとともに、決していじめをしてはならないことを認識しなければなりません。そして、自らを含めたすべての人が安心して豊かに生活できる社会や集団の形成に努めなければなりません。
- ・いじめのない社会を実現するために、市・学校・家庭・地域は、それぞれの立場から、主体的かつ連携して取組を進めなければなりません。

(3) いじめの未然防止に向けた役割

○学校の役割

- ◆ 生徒たちが安心して学び、豊かな生活を送ることができる学校づくりに努めます。
- ◆ 生徒たちが主体となって、いじめのない人間関係を形成できるよう、子どもたちを指導・支援していきます。
- ◆ いじめはどの学校にも、どのクラスにも、どの生徒にも起こりうることを強く意識し、いじめの早期発見に努めます。
- ◆ いじめが発生した際には早期に解決できるよう、教育委員会、家庭、地域、関係機関と連携し、迅速に対応します。
- ◆ 校長のリーダーシップのもと、教職員一人ひとりの人権意識を高め、「SOS のキャッチの仕方」や「事案の見立て」、「対応方法」などのいじめや体罰の未然防止に向けた研修や生徒たちと家庭との信頼関係を構築するための体制の整備に組織的に取り組みます。

○生徒の役割

- ◆ 周囲にいじめがあると思われるときには、いじめを受けたと思われる生徒やいじめを行ったと思われる生徒に声をかけたりするなどし、周囲の大人にも積極的に相談します。

○保護者の役割

- ◆ 生徒のいじめを未然に防止するため、日頃から子どもの話をよく聞き、ささいな変化を見逃さないことが大切です。
- ◆ 学校や地域の人々等、生徒を見守っている人々との情報交換やコミュニケーションを図ることも重要です。
- ◆ いじめの悩みを聞いたり、いじめを発見し、または、いじめのおそれがあると思われるときは、速やかに学校、関係機関に相談または通報することが大切です。

○地域・関係機関の役割

- ◆ 地域は、生徒たちの成長や生活に関心を持ち、いじめの兆候を感じる時には関係する保護者、学校、関係機関等に積極的に情報提供するとともに、連携していじめの未然防止に努めることが重要です。
- ◆ 生徒たちの健全育成に関わる諸機関は、その役割を認識し、子どもたちが健やかに成長することを願い、相互に連携していじめの根絶に努める必要があります。

Ⅱ 未然防止

いじめ問題において、「いじめが起こらない学級・学校づくり」等、未然防止に取り組むことが最も重要です。そのためには、「いじめは、どの学級でも学校でも起こり得る」という認識をすべての教職員がもち、好ましい人間関係を築き、豊かな心を育てる、「いじめを生まない土壌づくり」に取り組む必要があります。生徒たち・保護者の意識や背景、地域・学校の特性等を把握したうえで、年間を見通した予防的、開発的な取組を計画・実施する必要があります。

(1) 互いに認め合い、支え合い、助け合う集団づくり

○自尊感情を高める、学級活動、学年・学校行事

学校生活のあらゆる場面において、他者と関わる機会を工夫し、それぞれの違いを認め合う仲間づくりが必要です。その中で、「こんなに認められた」「人の役にたった」という経験が、生徒たちを成長させます。また、教職員の子どもたちへの温かい声かけが、認められた」と自己肯定感・自己有用感につながり、生徒たちは大きく変化していきます。あらゆる場面で、児童・生徒支援コーディネーターが中心となり、組織的に働きかけていきます。

- ◆ 「居場所づくり」・「絆づくり」・「自己肯定感」・「自己有用感」を視点とした集団づくり

○すべての生徒が参加・活躍できる授業づくり

- ◆ 授業中に生徒がストレス（不満や不安）を高めていないか留意する。
- ◆ 学力に対する自信のなさや不安、それに伴う消極的・否定的な態度、ひやかしやからかいなどはないか注意をはらう。
- ◆ 協働学習のなかで、生徒全員の参加と活躍をめざす。
- ◆ 授業を担当するすべての教員が公開授業等行い、互いの授業を参観し合う機会を位置づける。
- ◆ 学習規律の定着や授業中の正しい姿勢の徹底、発表の仕方や聞き方の指導を行う。
- ◆ 教師の何気ない、不適切な認識や言動、差別的な態度や言動をしていないか注意をはらう。
- ◆ 授業が「一人ひとりが大切にされ、つながり・学び合い、確かな力をつける」ものになっているかふりかえる。

○生徒会・委員会活動の活性化

- ◆ 生徒が自らの手で、計画・運営する活動で、目的実現への過程に取り組ませる。
- ◆ 仕事をやり遂げた成就感を持たせる。
- ◆ 生徒自身が、いじめ問題を自分たちの問題として受け止めること、そして、自分たちでできることを主体的に考えて、行動できるような働きかけを行う。

(2) 人権を尊重し豊かな心を育てる

○人権教育の充実

いじめは、「相手の人権を踏みにじる行為であり、決して許されるものではない」ことを生徒に理解させることが大切です。そのため、生徒が人の痛みを思いやることができるよう、人権教育の基盤である生命尊重の精神や人権感覚を育むとともに、人権意識の高揚を図っていきます。

○道徳教育の充実

未発達な考え方や道徳的判断力の低さから起こる「いじめ」に対し、道徳の授業が大きな力を発揮します。とりわけ、いじめ問題は、他人を思いやる心や人権意識の欠如から発生するものであり、いじめをしない、許さないという、人間性豊かな心を育てることが大切になってきます。

生徒は、心根が揺さぶられる教材や資料に出会い、人としての「気高さ」や「心づかい」、「やさしさ」等に触れれば、自分自身の生活や行動を省み、いじめの抑止につながると考えられます。道徳の授業では、学級の生徒の実態に合わせて、教科書を基本とし、題材や資料等の内容を十分に検討したうえで取り扱っていきます。

○ライフスキル教育の活用

- ◆ 家庭、学校、地域が連携して、健やかな成長を支援する。
- ◆ 自律心、正しい判断力、責任感、そして他者との共有という前向きな態度を身につけられるよう支援する。
- ◆ 家庭学校、友人関係、地域社会の一員として責任のある行動がとれるように支援する。
- ◆ 協力して他の人のために何かをすることによって、良き市民として貢献できる機会を提供する。
- ◆ 一人ひとりの違いを大切にし、自分も他の人も大切にすることの大切さを伝える。
- ◆ 好ましくない誘いや強要等にうまく対処し、薬物等問題行動に関わることなく成長することを支援する。

(3) 保護者や地域への働きかけ

P T Aの各種会議や保護者集会等において、いじめの実態や指導方針などの情報を提供し、意見交換する場を設けます。また、いじめのもつ問題性や家庭教育の大切さなどを具体的に理解してもらうために、研修会の開催やホームページ、学校、学年だより、学級通信などによる広報活動を積極的に行っていきます。

- ◆ 授業参観において、保護者に道徳や特別活動等の時間を積極的に公開する。
- ◆ 学級活動で、ゲストティーチャーを招き、話を聞く。
- ◆ いじめへの取組について学級通信、学年通信や学校だよりを通して保護者に協力を呼びかけるとともに、その内容に関しての意見をいただく。
- ◆ 学校評議員会においても、「いじめ」に関して取り上げ多角的に問題をとらえる。

Ⅲ. 早期発見

いじめは、早期に発見することが、早期の解決につながります。早期発見のために、日頃から教職員と生徒たちとの信頼関係の構築に努めることが大切です。いじめは大人が気づきにくい時間帯や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が判断しにくい形で行われることが多いことを認識することが重要です。特に昨今は、スマートフォンや SNS の普及により、大人に見えにくい状況が進んでいます。ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知することが必要です。このため、学校は日頃から家庭訪問等を通じて保護者を含め、子どもたちと家庭との信頼関係の構築等に努め、子どもたちが示す変化や危険信号を見逃さないよう、アンテナを高く保ち、いじめの早期発見を徹底する観点から、「枚方市いじめ対応マニュアル」や「枚方市生徒指導マニュアル(いじめ防止編)」にあるチェックシート等を活用し、情報を共有するなど具体的な取組を実施します。

(1) 生徒の立場に立ち共感的に理解する

- ◆ 一人ひとりを人格のある人間としてその個性と向き合い、人権を守り尊重した教育活動を行わなければならない。そのためには、研ぎすまされた人権感覚を持ち、生徒の言葉をきちんと受けとめ、生徒たちの立場に立ち、生徒たちを守るという姿勢を基本的なスタンスとする。
- ◆ 集団の中で配慮を要する生徒たちに気づき、生徒たちの些細な言動から、表情の裏にある心の叫びを敏感に感じとれるような感性を高めることが求められている。そのため、生徒たちの気持ちを受け入れることが大切であり、共感的に生徒たちの気持ちや行動・価値観を理解しようとするカウンセリング・マインドを高めていく。

(2) 早期発見のための手だて

○日々の観察 ～生徒がいるところには、教職員がいる～

休み時間や昼休み、放課後の雑談等の機会に、生徒たちの様子に目を配る。「生徒たちがいるところには、教職員がいる」ことを常に意識し、生徒たちとともに過ごす機会を積極的に設けていきます。そのことにより、教室や廊下等には日常的に気軽ないじめの相談の窓口が身近にあることを知らせます。

○感想文など提出物の活用 ～提出物などからの早期発見～

日々の授業ノートや講演会などの感想文など、自分の考えや行動等を自由に書いた提出物の活用では、生徒が自分自身の思いをまとめて整理をしたり、仲間に対しての思いなどを担任とやり取りしたりするなかで、生徒は人間的に成長し、担任は様々な気づきが起こります。

○教育相談 ～気軽に相談できる雰囲気づくり～

日常の生活の中での教職員の声掛け等、生徒たちが日頃から気軽に相談できる環境をつくるとともに、定期的な教育相談週間を設けるなど、相談体制を整備します。

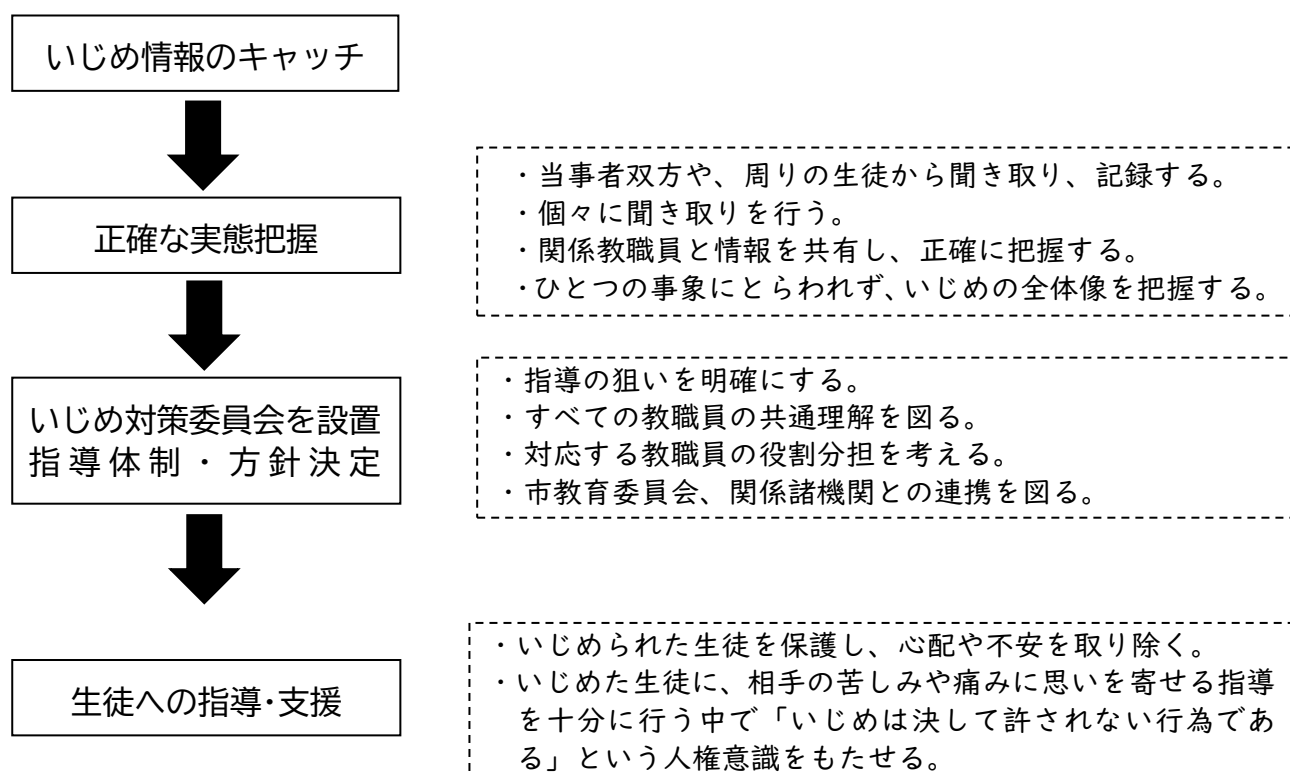
○生活アンケート ～アンケートは、実施時の配慮が重要である～

実態に応じてアンケートを実施します。また、いじめられている生徒にとっては、その場で記入することが難しい状況も考えられるので、実施方法等については、記名、無記名、選択性、持ち帰り等、状況に応じて配慮します。

IV. 早期対応

生徒の小さな変化やいじめの兆候を見かけた場合は、担任等が一人で抱え込むことなく、情報を共有し、迅速に対応しなければなりません。いじめの発見・通報を受けた場合は、「いじめ防止対策委員会」を中核として事案のレベルを協議し、対応の検討と役割分担を行います。事案の内容によっては、速やかに関係機関・専門機関等と連携を図ります。いじめを受けた子どもの安全を確保するとともに、状況や心情を聴き取り、子どもの状態に合わせた継続的な心のケアを行います。いじめを行った子どもに対しては、単に厳しく指導するのではなく、子どもの人格の成長のためにも、状況や心情を聴き取り、教育的配慮のもと、内面に迫る指導を丁寧に行い、継続的に再発防止に向けた適切な指導及び支援を行う必要があります。また、いじめを見ていた子どもたちに対しても、いじめを止める「仲裁者」や、誰かに知らせる「通報者」になるよう丁寧に指導します。はやしたてたり、おもしろがって見ている「観衆」や、見て見ぬふりをしていた「傍観者」であっても、自分の問題として捉えさせ、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させます。

(1) いじめ対応の基本的な流れ



保護者との連携



今後の対応

- ・直接会って、具体的な対策を伝える。
- ・協力を求め、今後の学校との連携方法を話し合う。

- ・継続的に指導や支援を行う。
- ・スクールカウンセラー等の活用も含め心のケアにあたる。
- ・心の教育の充実を図り、誰もが大切にされる学級経営、学校経営を行う。

(2) いじめ発見時の緊急対応

○いじめられた生徒・いじめを知らせた生徒を守り通す

- ◆ いじめられていると相談に来た生徒や、いじめの情報を伝えに来た生徒から話を聞く場合は、他の生徒たちの目に触れないよう、場所、時間等に慎重な配慮を行う。また、事実確認は、いじめられている生徒といじめている生徒を別の場所で行う等、人権に配慮した指導を行う。
- ◆ 状況に応じて、いじめられている生徒、いじめ情報を伝えた生徒を徹底して守るため、登下校、休み時間、放課後等においても教職員が常に目が届く体制を整備する。

○事実確認と情報の共有

- ◆ いじめの事実確認においては、いじめの行為を行うに至った経過や心情などをいじめている生徒から聞き取るとともに、周囲の生徒や保護者など第三者からも詳しく情報を得て、正確に把握する。なお、保護者対応は、複数の教職員で対応し事実に基づいて丁寧に行う。
- ◆ 短時間で正確な事実関係を把握するため、複数の教職員で対応することを原則し、管理職等の指示のもと教職員間の連携と情報共有を随時行う。

把握すべき情報例

- ☐ 誰が誰をいじめているのか？ 【加害者と被害者の確認】
- ☐ いつ、どこで起こったのか？ 【時間と場所の確認】
- ☐ どんな内容のいじめか？どんな被害を受けたのか？ 【内容】
- ☐ いじめのきっかけは何か？ 【背景と要因】
- ☐ いつ頃から、どのくらい続いているのか？ 【期間】

○いじめ解消の定義

いじめが「解消している」状態については、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要があります。

① いじめに係る行為が止んでいること

いじめを受けた子どもに対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること。(相当の期間：少なくとも3か月を目安)

② いじめを受けた子どもが心身の苦痛を感じていないこと

いじめを受けた子ども及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認すること。

また、いじめが「解消している」状態とは、あくまで一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、当該のいじめを受けた子ども及びいじめを行った子どもについては、日常的に注意深く観察する必要があります。

V. 重大事態の対応

(1) いじめの疑いに関する情報

- ◎いじめ防止対策推進法第22条「いじめの防止等の対策のための組織」でいじめの疑いに関する情報の収集と記録、共有
- ◎いじめの事実の確認を行い、結果を枚方市教育委員会へ報告

(2) 重大事態の発生

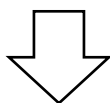
法第28条第1項第1号「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。」については、いじめを受けた子どもの状況に着目して判断します。

例えば、次のようなケースが想定されます。

- 子どもが自殺を企図した場合
- 身体に重大な被害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合

第2号「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当な期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。」の「相当な期間」については、国の基本方針では不登校の定義をふまえ、年間30日間を目安としていますが、日数だけではなく、子どもの状況等、個々のケースを十分把握します。また子どもや保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申し出があったときにも、教育委員会に報告します。

教育委員会が重大事態の発生を市長に報告します。



教育委員会が重大事態の調査の主体を判断

○学校を調査主体とした場合

教育委員会の学校へ指導・支援のもと、以下のような対応にあたります。

◆ 学校の下に、重大事態の「いじめ防止対策委員会」を設置

※組織の構成については、専門的知識及び経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者の参加を図ることにより、当該調査の公平性中立性を確保するよう努めることが求められます。

※第22条に基づく「いじめ防止対策委員会」を母体として、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加えるなどの方法も考えられます。

◆ 調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施

※いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や子どもたちの人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にすることです。この調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものでないことは言うまでもなく、学校と教育委員会が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生の防止を図るものです。

《いじめを受けた子どもからの聴き取りが可能な場合》

十分に聴き取るとともに、在籍する子どもたちや教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査等が考えられます。この際、いじめを受けた子どもや情報を提供してくれた子どもたちの安全を確保することを最優先とした調査実施が必要です。

次に、調査による事実関係の確認とともに、いじめを行った子どもへの指導を行い、いじめ行為をやめさせます。また、いじめを受けた子どもに対しては、状況や心情を聴き取り、いじめを受けた子どもの状況にあわせた継続的なケアを行い落ち着いた学校生活復帰に向けた支援や学習支援等を行うことが必要です。

《いじめを受けた子どもからの聴き取りが不可能な場合》

いじめを受けた子どもからの聴き取りが不可能な場合は、当該の子ども保護者の要望・意見を十分に聴き取るとともに、思いを重く受けとめ、迅速に当該保護者と今後の調査について協議し、調査に着手します。

調査方法としては、在籍する子どもたちや教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査等が考えられます。

◆ いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供

学校または教育委員会は、いじめを受けた子どもやその保護者に対して、調査により明らかになった事実関係について、いじめを受けた子どもやその保護者に対して説明します。これらの情報の提供にあたっては、学校または教育委員会は、他の子どもたちのプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供します。

◆ 調査結果を教育委員会に報告

調査結果については速やかに、学校は教育委員会に、教育委員会は市長に報告します。

○教育委員会が調査主体となる場合

- ◆ 市教委の指示のもと、資料の提出など、調査に協力します。

【平成25年文部科学省 生徒指導リーフレット増刊号『いじめのない学校づくり』「学校いじめ防止基本方針」策定Q&A参考】

《調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置》

① 再調査

重大事態の報告を受けた市長は、当該報告に係る重大事態への対処または当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため、必要があると認めるときは報告結果について再調査を行うことができます。再調査についても、いじめを受けた子どもたち及びその保護者に対して、適時・適切な方法で説明します。また、市長はその結果を議会に報告します。

② 再調査を行う機関の設置

再調査を実施する機関は、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係または特別の利害関係を有する者ではない者（第三者）で構成し、当該調査の公平性・中立性を図ります。構成員は、弁護士や精神科医、学識経験者、心理・福祉の専門家等、専門的な知識及び経験を有する者とし、市長が委嘱します。

③ 再調査の結果をふまえた措置

教育委員会は、再調査の結果をふまえ、必要な措置を講じます。

重大事態への対処チャート

重大事態の発生

- いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間、学校を欠席することを

学校

報告

教育委員会

- 「枚方市いじめ問題対策連絡協議会」等へ発生の報告
- 調査の主体を判断する

報告

市長

学校が主体で調査

教育委員会が主体で調査

いじめ防止対策委員会

〔各学校に設置〕

< 構成員 >

- 当該学校の複数の教職員・心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者・その他の関係者等

枚方市学校いじめ対策審議会

〔教育委員会に設置〕

< 構成員 >

- 弁護士・精神科医・学識経験者・心理、福祉の専門家等

調査結果の報告

教育委員会

調査結果の報告

市長

報告

議会

必要があると認めた場合

枚方市いじめ問題再調査委員会

〔市長のもとに設置〕

< 構成員 >

- 弁護士・精神科医・学識経験者・心理、福祉の専門家等
- ※利害関係を持たない第三者

再調査

調査結果の報告

VI. 組織体制

いじめ対策委員会

○主な活動

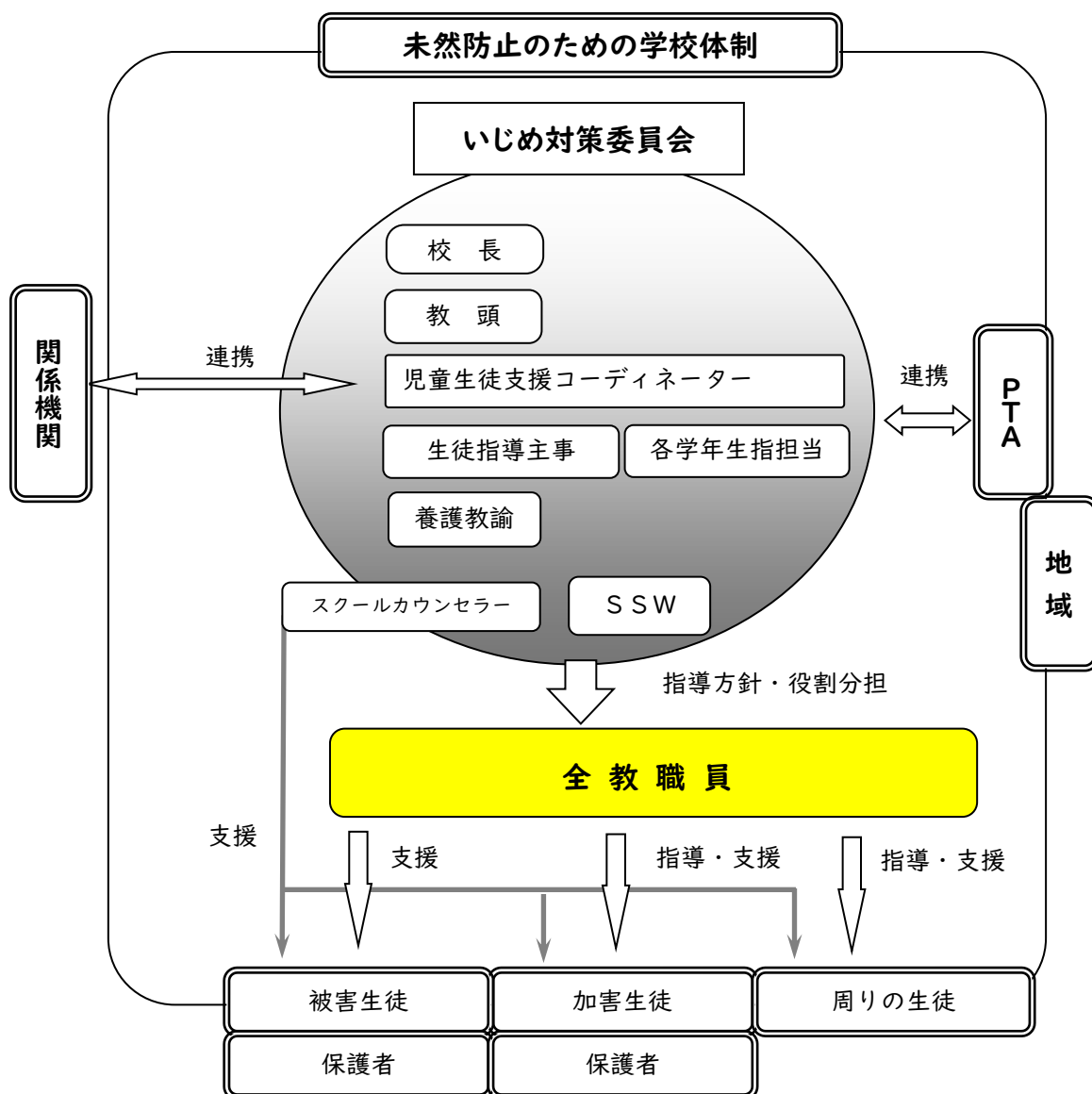
- ① いじめの早期発見に関すること（いじめアンケート、教育相談等）
- ② いじめ未然防止に関すること
- ③ いじめ事案に対する対応に関すること
- ④ いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する生徒の理解を深めること

○開 催

週1回を定例会とし、いじめ事案発生時は緊急開催とする。

事案により、担任やクラブ顧問等も構成員とする。

○体制図



緊急対応会議

- ◆ いじめ事案発生時には、必要に応じて「いじめ対策委員会」の構成員に次のメンバーを加えて、その対応にあたる。

学年主任、関係教員、支援教育コーディネーター、その他関係諸機関等の専門家

VII. 具体的な取組

	1 年	2 年	3 年	教職員・PTA等
4 月				「いじめ防止基本方針」見直し
5 月	生活アンケート	生活アンケート	生活アンケート	
6 月	教育相談	教育相談	教育相談	
7 月				1 学期状況総括 教員研修会
8 月	生活アンケート	生活アンケート	生活アンケート	
9 月				
10 月	いじめ未然防止・早期 発見に係る講演会	いじめ未然防止・早期 発見に係る講演会	いじめ未然防止・早期 発見に係る講演会	いじめ未然防止・早期 発見に係る講演会
11 月	生活アンケート 教育相談	生活アンケート 教育相談	生活アンケート 教育相談	
12 月				2 学期状況総括
1 月				
2 月	生活アンケート 教育相談	生活アンケート 教育相談	生活アンケート 教育相談	
3 月				3 学期状況総括

※生活アンケート・・・意識調査といじめアンケートを複合したアンケート

相 談 窓 口

1. 枚方市の主な相談機関

機 関 名	所 在 地	名 称	電話番号	相 談 日 時 ・ 内 容 等
教育委員会 学校支援課 児童生徒課	枚方市 車塚1丁目 1番1号 輝きプラザ きらら	「子どもの笑顔 を守るコール」 幼児・児童・生徒 に関する 電話相談窓口	072 (809) 7867	いじめ専用ホットライン（電話相談） 月～金 9:00～17:00 （土日・祝日及び年末年始を除く） 教育相談員が相談を受けます。
			072 (809) 2975	教育安心ホットライン（電話相談） 月～金 9:00～17:00 （土日・祝日及び年末年始を除く） 教育相談員が相談を受けます。必要に 応じて面接相談も可能（要予約）
こども 総合相談 センター となとな	枚方市岡東町 12-3-410 サンプラザ 3号館4F	「家庭児童相談」 子育て、親子関係 友人関係のこと など、18歳未満 の子どもに関する 様々な相談	050 (7102) 3221	月～金 9:00～17:30 （土日・祝日及び年末年始を除く） 家庭児童相談員が相談を受けます。 電話または来所。（要予約）

2. その他の主な相談機関

機 関 名	所 在 地	電話番号	相 談 日 時 ・ 内 容 等
大阪府枚方 少年サポート センター	枚方市岡東町 19-1 ステー ションビル枚 方オフィス B 8F	072 (843) 2000	青少年問題に関する相談 月～金 9:15～17:45 （土日・祝日及び年末年始を除く） 教育相談員が相談を受けます。
大阪府中央 子ども 家庭センター	寝屋川市 八坂町 28-5	072 (828) 0161	子どもや家庭についての相談、 おおむね 25 歳までの青少年についての相談 月～金 9:00～17:45 児童福祉司・児童心理司が相談を受けます。 電話または来所
大阪府教育 センター すこやか 教育相談	大阪市 住吉区苅田 4-13-23	下記参照	不登校、家庭における子育て、しつけ、学級経営、 通路などについての相談 月～金 9:30～17:30 児童精神科医、臨床心理士、教員経験者などが 電話で相談を受けます。 Eメール相談・FAX 相談は 24 時間窓口設置 面接相談は学校を通して事前の予約必要

【大阪府教育センターすこやか教育相談】

- ◎ 子どもからの相談（すこやかホットライン） 電話06-6607-7361 Eメール sukoyaka@edu.osaka-c.ed.jp
- ◎ 保護者からの相談（さわやかホットライン） 電話06-6607-7362 Eメール sawayaka@edu.osaka-c.ed.jp
- ◎ 教職員からの相談（しなやかホットライン） 電話06-6607-7363 Eメール sinayaka@edu.osaka-c.ed.jp

